

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針（案）

～教育の質の保障と望ましい教育環境の創造～

平成27年6月

伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針検討委員会

目 次

I	基本方針策定にあたって	1
1	基本方針策定の趣旨	
2	基本方針策定の背景	
II	小学校及び中学校の現状と今後の見通し	1
1	児童生徒数・学級数の現状と将来予測	
(1)	市全体の児童生徒の推移と将来推計	
(2)	国の示す学級数の標準（適正規模の基準）と小中学校の規模の現状	
(3)	学校の規模別分布の将来的な比較	
2	小規模校と大規模校のメリット・デメリット	
III	小学校及び中学校の適正規模について	7
1	本市における適正規模の基準及び許容範囲	
2	学校を対象としたアンケート調査に見る適正規模の基準とその理由	
3	他都市に見る適正規模の基準	
IV	学校規模の適正化を図る必要のある学校について	11
1	検討対象の学校と今後の対策	
(1)	小学校	
(2)	中学校	
2	境島小学校の学校規模の適正化に関する地元意見の集約等	
(1)	境島小学校学校規模適正化検討地区委員会	
①	検討経過	
②	検討結果	
(2)	学校統合要望	
(3)	学校存続要望	
3	境島小学校の学校規模の適正化に関する今後の方向性と対応	
V	教育を受ける権利と適正規模による学校教育について	14

I 基本方針策定にあたって

1 基本方針策定の趣旨

全国的な人口減少社会の中、本市では、人口は増加傾向にありますが、今後少子高齢化の影響は避けられないものと考えられます。また、小学校及び中学校では教育の質の確保と望ましい教育環境の維持に努め、すべての子どもたちが等しく適正な教育を受けられるようにしなければなりません。

そのため、地域の事情等に十分配慮しながら、児童生徒数の推移に基づき適正な学校規模を維持していくための基本方針を策定するものです。

2 基本方針策定の背景

本市の人口は、全体的に増加傾向にあるものの、増加する地域と減少する地域で偏りがあります。児童生徒数についても地域間の違いは顕著なものとなっています。また、学校規模を見てみると、複式学級 3 学級の小規模校から 30 学級を超える大規模校までが混在しています。一方、地域にはそれぞれの歴史や伝統があり、そこに住む地域住民は、学校を重要な存在として捉えてきました。

教育委員会では、各学校における児童生徒数及び学級数の現状や今後の推移を見据え、学校規模の適正化を図るための基本方針を策定することになりました。

また、学校規模の適正化を検討する過程においては、対象となる学校の保護者をはじめ地域住民との共通認識を図り、理解を深めながら協議を進めていく必要があると考えます。

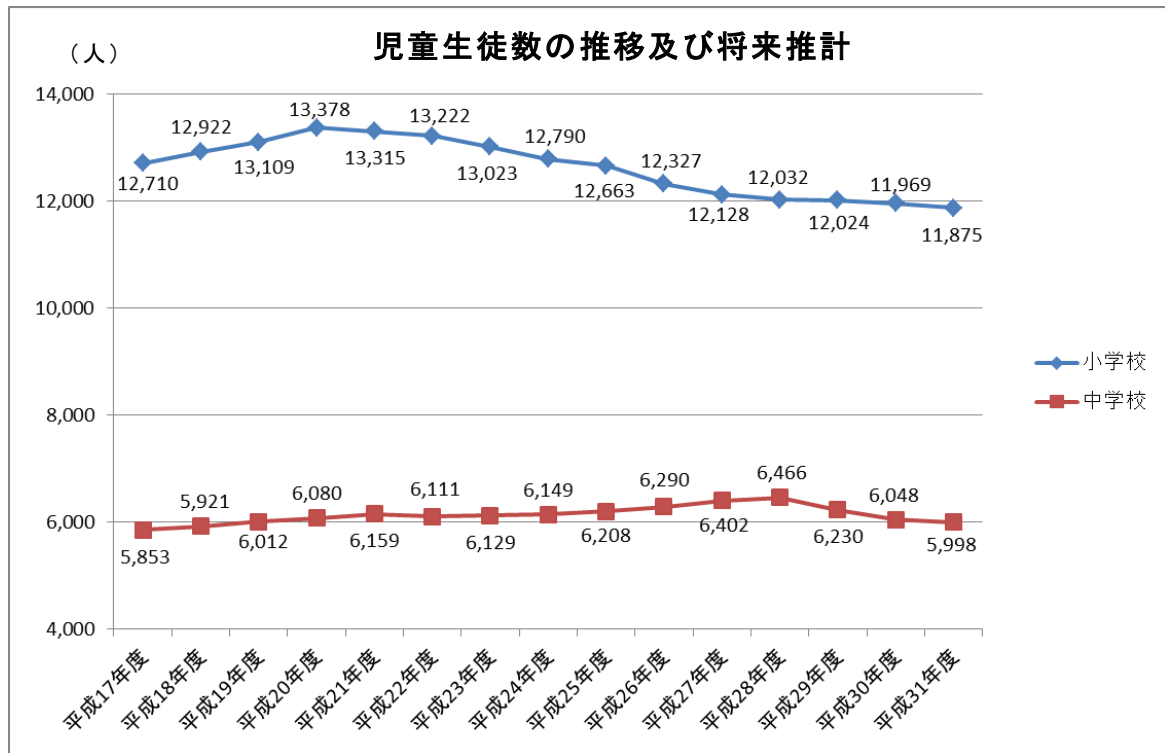
II 小学校及び中学校の現状と今後の見通し

1 児童生徒数・学級数の現状と将来予測

(1) 市全体の児童生徒の推移と将来推計

平成 17 年の市町村合併以降において、小学校では、平成 20 年度の児童数 13,378 人をピークに減少傾向に転じ、平成 26 年度は 12,327 人になりました。将来推計では社会増減を見込んでいませんが、平成 31 年度には推計値 11,875 人にまで減少します。

中学校では、平成 26 年度の生徒数は 6,290 人で、児童数の減少傾向が少し遅れて影響するものの平成 28 年度の推計値 6,466 人をピークに、平成 31 年度には 5,998 人まで減少する見通しです。



(2) 国の示す学級数の標準（適正規模の基準）と小中学校の規模の現状

学校規模を表すものに学級数がありますが、その標準については、学校教育法施行規則において小学校及び中学校ともに12学級以上18学級以下（特別支援学級を除く。）と定められています。1学年あたりの学級数で見ますと、小学校が2学級から3学級、中学校が4学級から6学級ということになります。

国の基準に照らして本市における学校規模の現状をみてみますと、小学校における小規模校（11学級以下）は、北第二小学校及び境島小学校が該当しますが、将来的には境剛志小学校も該当になる見通しです。平成26年度、北第二小学校は児童数218人の10学級を有していますが、特別支援学級を除くと8学級です。今後の見通しでも10学級程度で推移するようです。境島小学校は児童数17人の複式学級3学級にて編制され、新1年生は1人にまで落ち込んでいます。

また、中学校における小規模校は、すべて境地区の中学校で境北中学校、境西中学校及び境南中学校が該当になります。平成26年度、境北中学校は生徒数215人、境西中学校は生徒数235人でそれぞれ8学級ですが、特別支援学級を除くと7学級です。境南中学校は生徒数329人の12学級を有していますが、特別支援学級を除くと11学級になります。これらの中学校は、今後の見通しでも同程度の規模で推移すると想定されます。

一方、小学校における大規模校は、殖蓮小学校、茂呂小学校、三郷小学校、宮郷小学校、豊受小学校、広瀬小学校、宮郷第二小学校、赤堀小学校、赤堀南小学校、あずま小学校及びあずま南小学校の11校が該当します。将来的には、名和小学校が大規模校に転じ、全部で12校となり、そのうち、宮郷小学校は

30 学級を超える規模になる見通しです。

中学校における大規模校は、第三中学校、宮郷中学校、赤堀中学校及びあずま中学校の 4 校が該当します。将来的には、第三中学校が適正規模に転じ、それ以外の学校も 23 学級以下の規模に落ち着くことが予想されます。

平成26年度学校別児童生徒数・学級数一覧

(平成26年5月1日)

小学校	普通学級		特別支援学級		合 計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
北小学校	452	15	8	2	460	17
南小学校	367	13	6	1	373	14
殖蓮小学校	648	21	12	3	660	24
茂呂小学校	725	23	9	2	734	25
三郷小学校	719	25	10	2	729	27
宮郷小学校	788	28	10	2	798	30
名和小学校	475	18	5	2	480	20
豊受小学校	578	19	6	2	584	21
北第二小学校	213	8	5	2	218	10
殖蓮第二小学校	442	15	11	3	453	18
広瀬小学校	591	20	16	3	607	23
坂東小学校	529	17	12	2	541	19
宮郷第二小学校	842	27	19	4	861	31
赤堀小学校	618	21	13	3	631	24
赤堀南小学校	601	20	2	1	603	21
赤堀東小学校	405	14	11	2	416	16
あずま小学校	556	19	9	2	565	21
あずま南小学校	624	20	8	2	632	22
あずま北小学校	476	16	2	1	478	17
境小学校	328	12	11	2	339	14
境采女小学校	400	14	6	2	406	16
境剛志小学校	403	15	7	2	410	17
境島小学校	17	3	0	0	17	3
境東小学校	329	13	3	1	332	14
合 計	12,126	416	201	48	12,327	464

中学校	普通学級		特別支援学級		合 計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第一中学校	563	16	6	2	569	18
第二中学校	644	18	11	2	655	20
第三中学校	656	19	12	2	668	21
第四中学校	571	16	15	3	586	19
殖蓮中学校	558	16	7	2	565	18
宮郷中学校	911	25	4	2	915	27
赤堀中学校	754	21	12	2	766	23
あずま中学校	776	23	11	3	787	26
境北中学校	213	7	2	1	215	8
境西中学校	230	7	5	1	235	8
境南中学校	326	11	3	1	329	12
合 計	6,202	179	88	21	6,290	200

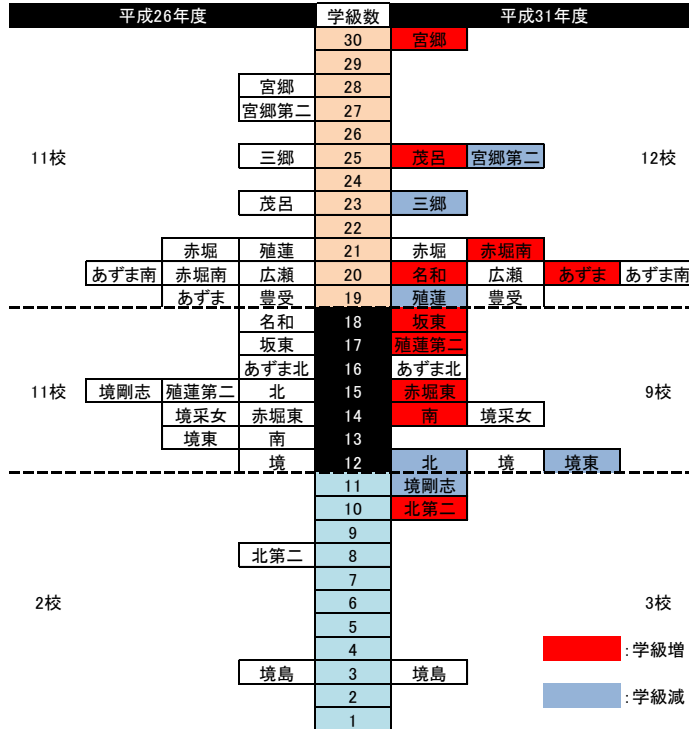
(3) 学校の規模別分布の将来的な比較

小学校及び中学校について、国の基準に照らして小規模校・適正規模校・大規模校別に分けたものが下の分布表のとおりです。左側が平成 26 年度の分布状況で、右側が平成 31 年度の分布状況を想定したものです。

小学校別学校規模の比較分布図(平成26年度⇔平成31年度)

【平成26年度】

校名	児童数	学級数
北	460	15
南	373	13
殖蓮	660	21
茂呂	734	23
三郷	729	25
宮郷	798	28
名和	480	18
豊受	584	19
北第二	218	8
殖蓮第二	453	15
広瀬	607	20
坂東	541	17
宮郷第二	861	27
赤堀	631	21
赤堀南	603	20
赤堀東	416	14
あずま	565	19
あずま南	632	20
あずま北	478	16
境	339	12
境采女	406	14
境剛志	410	15
境島	17	3
境東	332	13
合計	12,327	416



【平成31年度】

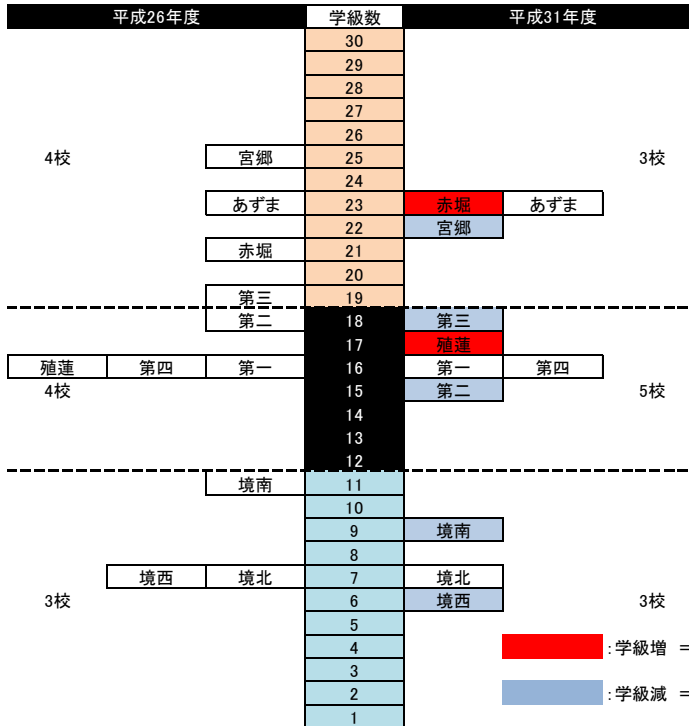
校名	児童数	学級数
北	315	12
南	388	14
殖蓮	522	19
茂呂	760	25
三郷	686	23
宮郷	939	30
名和	579	20
豊受	575	19
北第二	237	10
殖蓮第二	499	17
広瀬	606	20
坂東	474	18
宮郷第二	758	25
赤堀	620	21
赤堀南	581	21
赤堀東	380	15
あずま	577	20
あずま南	608	20
あずま北	435	16
境	284	12
境采女	388	14
境剛志	330	11
境島	9	3
境東	325	12
合計	11,875	417

※平成26年度の学級規模:5月1日における特別支援学級を除いた学級数で表しています。

中学校別学校規模の比較分布図(平成26年度⇔平成31年度)

【平成26年度】

校名	生徒数	学級数
第一	569	16
第二	655	18
第三	668	19
第四	586	16
殖蓮	565	16
宮郷	915	25
赤堀	766	21
あずま	787	23
境北	215	7
境西	235	7
境南	329	11
合計	6,290	179



【平成31年度】

校名	生徒数	学級数
第一	549	16
第二	522	15
第三	652	18
第四	547	16
殖蓮	563	17
宮郷	800	22
赤堀	818	23
あずま	822	23
境北	214	7
境西	184	6
境南	327	9
合計	5,998	172

※平成26年度の学級規模:5月1日における特別支援学級を除いた学級数で表しています。

2 小規模校と大規模校のメリット・デメリット

学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成したものです。

小規模傾向にある学校		
場面	デメリット	メリット
学 習 活 動	① 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ② 学級間の相互啓発がなされにくい。	① 児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
	① 児童生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ② 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。	
面 集 団 活 動	① 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ② 部活動等の設置が制限され、選択の幅が狭まりやすい。	① 学校行事や部活動等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。
生 活 関 係 面	① クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ② 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ③ 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	① 児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ② 異学年間の縦の交流が生まれやすい。
	指 導	
学 校 運 営	① 教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい。 ② 学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・切磋琢磨等が行いにくく、一人に複数の校務分掌が集中しやすい。	① 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ② 学校が一体となって活動しやすい。
	施 設	
そ の 他	① P T A 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。	② 保護者や地域社会との連携が図りやすい。

大規模傾向にある学校		
場面	デメリット	メリット
学 習 活 動	① 全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。	① 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。
	指 導	① 児童生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教育による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ② 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。
	集 団 活 動	① 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。 ② 様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。
生 活 面	人 間 関 係	① 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 ② クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ③ 切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。
	指 導	① 全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しい。 ① 学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。
学 校 運 営	学 校 運 営	① 教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ① 教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた教員配置を行いやすい。 ② 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導についての相談・研究・切磋琢磨等が行いやすい。 ③ 校務分掌を組織的に行きやすい。
	施 設	① 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
そ の 他	① 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。	① P T A活動等において、役割分担により保護者の負担を分散しやすい。

Ⅲ 小学校及び中学校の適正規模について

1 本市における適正規模の基準及び許容範囲

国の学校規模の適正化に関する基準については、学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条に基づき、小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下(ただし、特別支援学級は除く。)を標準とし、中学校も同規模の学級数を標準と規定しています。しかし、条文中には、ただし書きとして「地域の実態その他により特別な事情があるときは、この限りではない。」と規定されています。

本市における適正規模の基準については、この「ただし書き」を準用し、上記 1 及び 2 の調査結果を踏まえ検討した結果、下の表のとおり規定します。

なお、適正規模からは外れるが、今後の児童生徒数及び学級数の推移を注視しなければならない規模を許容範囲として規定します。

《小学校》

適正規模の基準	12～24 学級（1 学年 2～4 学級）
	○クラス替えにより子どもたちの人間関係の構築を促すことができる。 ○一定の教員数を確保することにより、連携した指導方法の改善やきめ細かな指導を可能にする。
適正規模の許容範囲 (適正規模に準じる学級数)	上限/下限：±3 学級 〔9～27 学級（1 学年 1.5～4.5 学級）〕
	○子どもたちの人間関係の構築や交流に配慮し、一定の学年でクラス替え可能な規模とする。 ○大規模校の場合、教室数やグラウンド等の施設面を十分考慮する。

《中学校》

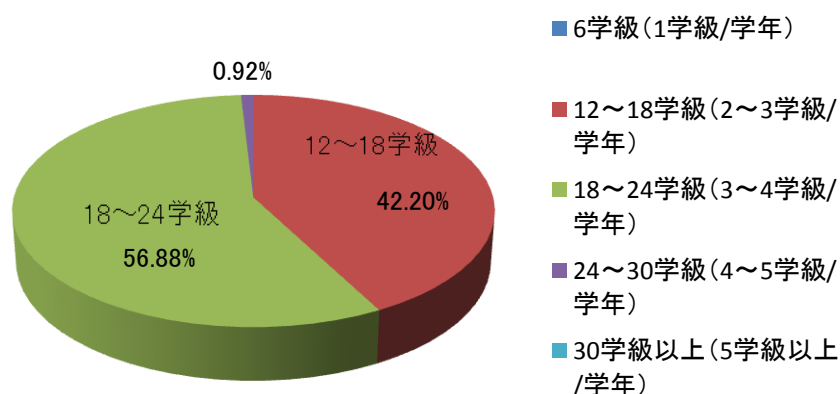
適正規模の基準	12～18 学級（1 学年 4～6 学級）
	○一定規模のクラスを確保することにより、子どもたちの多様な人間関係の構築及び切磋琢磨による伸長を促すことができる。 ○一定の教員数を確保することにより、教育の質の保障や連携した指導方法の改善等を可能にする。
適正規模の許容範囲 (適正規模に準じる学級数)	上限/下限：±6 学級 〔6～24 学級（1 学年 2～8 学級）〕
	○子どもたちの人間関係の構築や交流に配慮し、クラス替え可能な規模とする。 ○大規模校の場合、教室数やグラウンド等の施設面を十分考慮する。

2 学校を対象としたアンケート調査に見る適正規模の基準とその理由

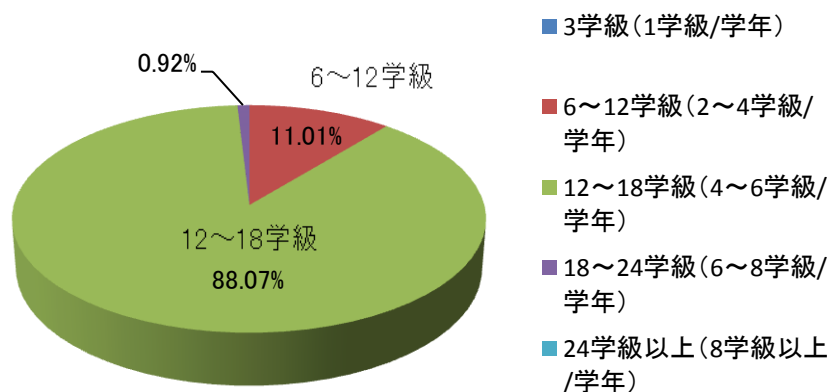
児童生徒の指導や学校経営を熟知した教職員の代表を対象に、その立場から考える適正規模及びその理由についてアンケートを実施しました。具体的には、市内の小学校、中学校及び中等教育学校の校長、副校長、教頭及び教務主任 109 人を対象としました。

その結果は、下の円グラフが示すような割合となりました。小学校における適正規模は、18 から 24 学級が 56.88% と一番多く、中学校では 12 から 18 学級が 88.07% と一番多くなっております。また、適正規模とした主な理由としては、小学校では、「クラス替えにより、人間関係に幅ができる」、「教員が互いに指導方法等を研究、協議できる一定数の教員数を確保できる」、「多様な考え方に触れ、切磋琢磨しながら力を伸ばせる環境である」、という順でした。中学校では、「各教科に専門の教員を確保でき、特に主要 5 教科に複数の教員を配置できる」、「多様な考え方に触れ、切磋琢磨しながら力を伸ばせる環境である」、「部活動での選択肢が確保でき、学校行事における学級単位での取組を可能にする」、「クラス替えにより、人間関係に幅ができる」、という順でした。

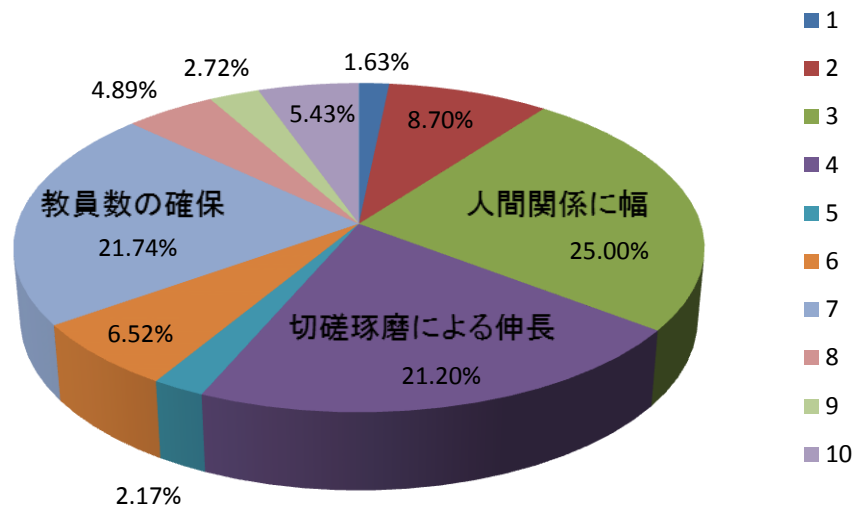
小学校の適正規模に関する回答



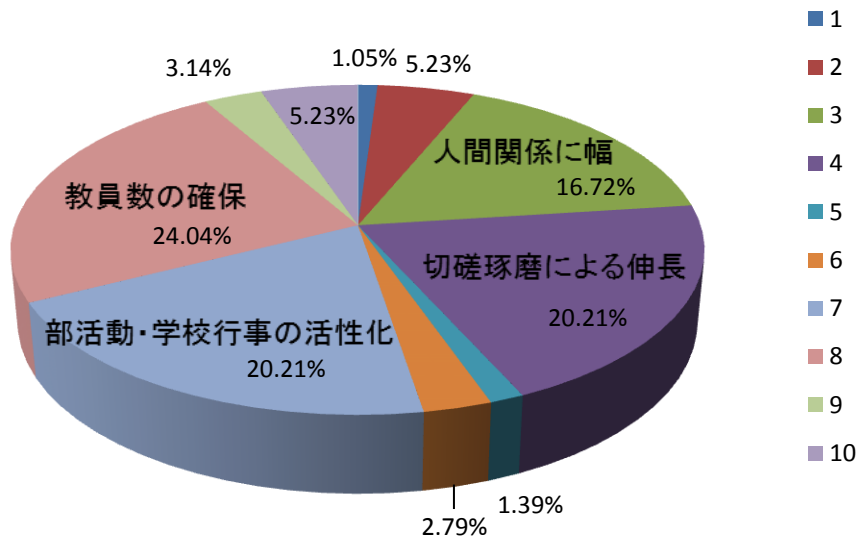
中学校の適正規模に関する回答



【小学校】18～24学級を適正規模と考える理由



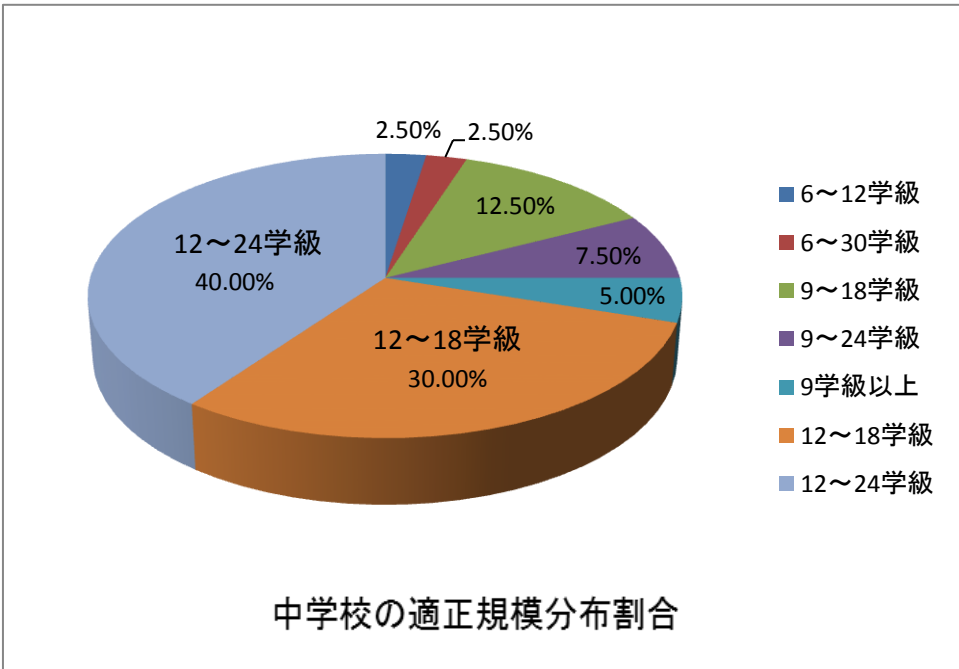
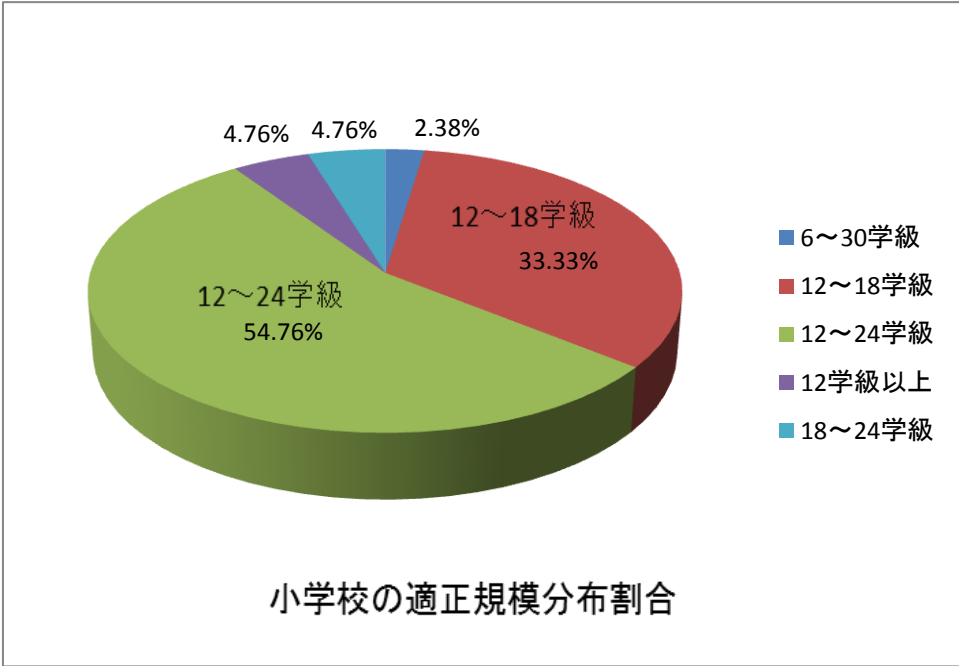
【中学校】12～18学級を適正規模と考える理由



3 他都市に見る適正規模の基準

本市の小中学校の適正規模を検討するにあたり、他都市の事例を参考にするため調査を実施しました。調査対象は、類似都市として特例市12市、近隣都市として県内3市及びランダムに全国から27市、合計42市を抽出しました。なお、これらの都市は、人口規模、地理的条件など異なる条件下にあるものです。

その結果は、下の円グラフが示すような分布割合となりました。小学校における適正規模は、12から24学級が54.76%と一番多く、中学校でも同様な傾向にあり、12から24学級が40.00%と一番多くなっております。



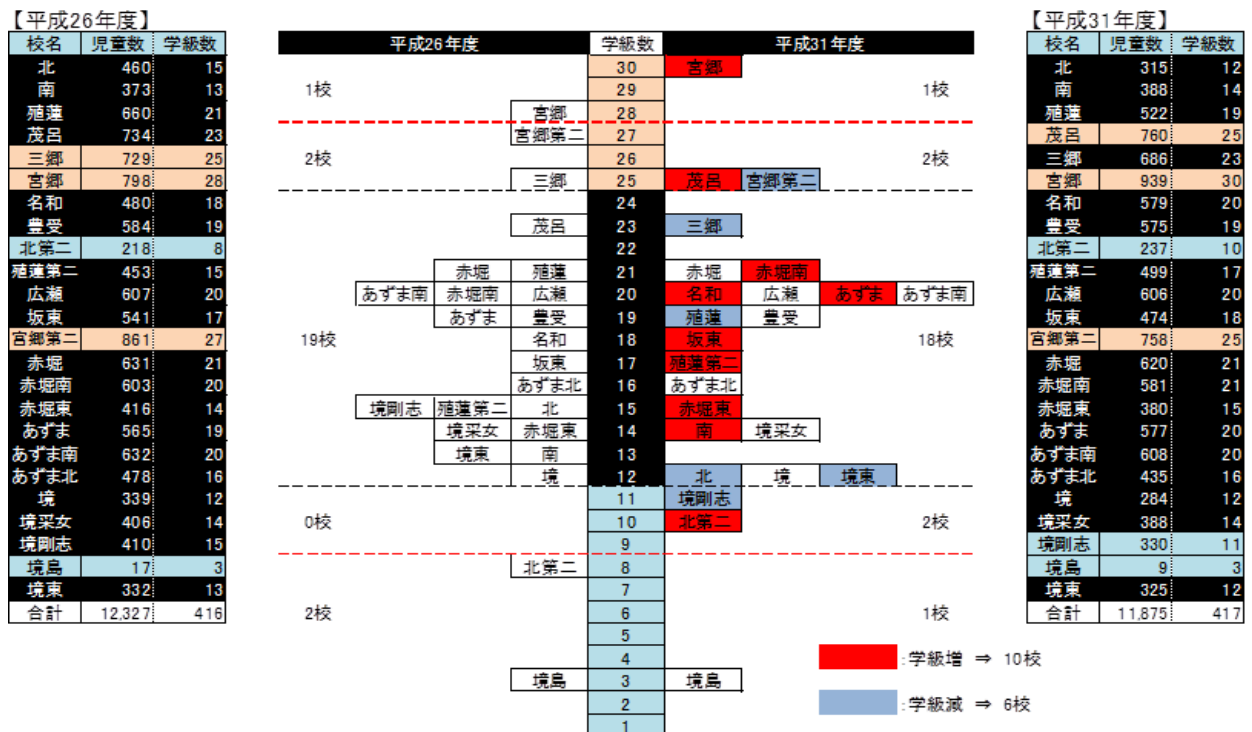
IV 学校規模の適正化を図る必要のある学校について

1 検討対象の学校と今後の対策

(1) 小学校（対象校：宮郷小学校、北第二小学校、境島小学校）

- ① 宮郷小学校及び北第二小学校は、早急に学校規模の適正化を検討する必要はないが、今後の児童数及び学級数の動向を十分に注視する必要があります。
- ② 境島小学校は、速やかに学校規模適正化検討地区委員会を設置し、学校規模の適正化の検討に着手することが望ましい。

小学校別学校規模の比較分布図（平成26年度⇔平成31年度）

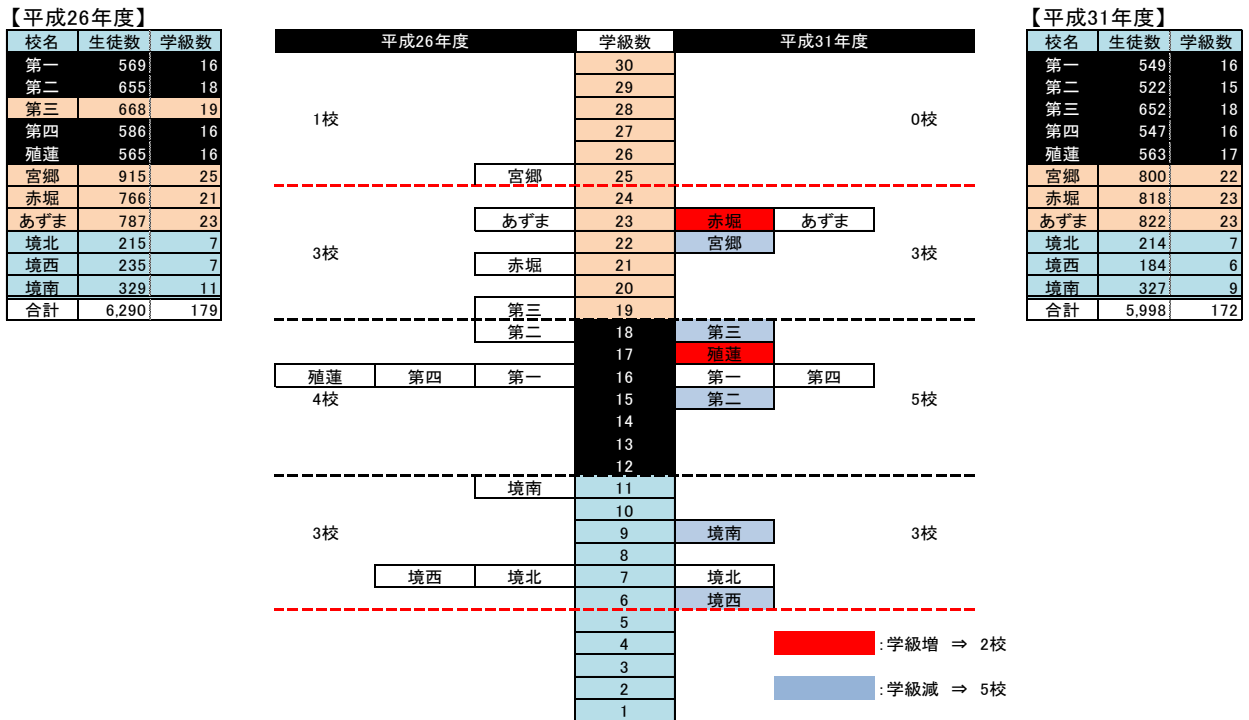


※平成26年度の学級規模-5月1日における特別支援学級を除いた学級数で表しています。

(2) 中学校（対象校：宮郷中学校、境北中学校、境西中学校）

- ① 宮郷中学校は、今後数年間は生徒数が減少傾向をたどるため、現時点では学校規模の適正化の検討には入る必要はありません。ただし、今後生徒数は増加傾向が見込まれるため、その動向には十分に注視する必要があります。
- ② 境北中学校及び境西中学校は、適正規模の許容範囲内にあるため、現時点では学校規模の適正化の検討には入る必要はありません。ただし、境西中学校は生徒数の減少傾向が見られるため、その動向を十分に注視する必要があります。

中学校別学校規模の比較分布図(平成26年度⇔平成31年度)



※平成26年度の学級規模:5月1日における特別支援学級を除いた学級数で表しています。

2 境島小学校の学校規模の適正化に関する地元意見の集約等

公募委員を含めた通学域内の住民、行政区役員及び児童の保護者等、24人により構成された境島小学校学校規模適正化検討地区委員会を3回開催し、地元意見の集約を実施しました。

(1) 境島小学校学校規模適正化検討地区委員会 【別添資料●ページ参照】

① 検討経過

- ・ 第1回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
平成26年12月19日(金)午後7時30分～午後9時30分
- ・ 第2回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
平成27年1月22日(木)午後7時30分～午後9時15分
- ・ 第3回境島小学校学校規模適正化検討地区委員会
平成27年2月13日(金)午後7時30分～午後8時55分

※場所:境島小学校多目的室

② 検討結果

結論としては、別添資料のとおり報告書が提出されました。具体的には、学校の存続または統合を望む意見が拮抗し、次のとおりでした。

学校の存続を望む意見

少人数ゆえのメリットを生かした教育への期待、地域の核としての学校の存在意義及び境島小学校に対する愛着と誇りといった理由に基づき、学校の存続を要望する。

また、学校の存続を前提とし、他校から境島小学校に児童を受け入れ

られるよう特認校制度の導入や通学区域の弾力的な運用を要望する。

一方、大人数での教育を希望する家庭については、子どもが隣接する小学校に就学できるよう通学区域の弾力的な運用を併せて要望する。

学校の統合を望む意見

少人数による教育に対する不安や問題の顕在化、集団による教育活動を経験できないこと、将来子どもが大きな集団に入った場合の人間関係構築の難しさ及び子どもに対する大きな負担といった理由に基づき、早期に学校の統合を要望する。

また、学校が統合された場合、スクールバスを運行し、その運行本数や時間帯について特段の配慮を併せて要望する。

(2) 学校統合要望

【別添資料●ページ参照】

在籍児童 16 人の保護者 13 世帯のうち 11 世帯から「境島小学校統合に関する要望書」が次のとおり提出されました。

- ① 期 日 平成 27 年 3 月 2 日（月）
- ② 提出者 境島小学校統合を希望する有志一同（17 人の署名添付）
- ③ 内 容 適正規模の学校において子どもたちに均等な教育を受けさせたいので、学校の統合に賛同する趣旨

(3) 学校存続要望

【別添資料●ページ参照】

上記(2)の要望活動に参加しなかった児童の保護者から、地域住民をはじめ田島弥平旧宅の来訪者等から集めた署名を添えた「境島小学校の存続に対する要望書」が次のとおり提出されました。

- ① 期 日 平成 27 年 5 月 15 日（金）
- ② 提出者 境島小学校に在籍する児童の保護者（120 人の署名添付）
- ③ 内 容 学校のない地域は将来的に消滅することを危惧し、143 年の歴史のある境島小学校の存続を希望する趣旨

3 境島小学校の学校規模の適正化に関する今後の方向性と対応

境島小学校学校規模適正化検討地区委員会では、委員の間で学校の統合又は存続の意見が拮抗し、一本化した結論には至りませんでした。また、児童の保護者等からも同様に、学校の統合又は存続を希望する要望書がそれぞれ提出されました。

このように、地域の中では、学校の統合又は存続について意見が分かれています。児童の保護者の大多数は、子どもたちの健やかな成長と可能性の実現を強く望み、学校の早期統合を希望しています。

子どもたちの成長と可能性を大きく左右するのは、学校における教育の質を保障すること、望ましい教育環境の下で教育活動を実施することであるため、学校の統合を早期に実現させることが望ましいと考えられます。

V 教育を受ける権利と適正規模による学校教育について

本市における学校規模の適正化に関する基本方針を検討している途中、平成 27 年 1 月 27 日付けで文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を示しました。国は 59 年ぶりに学校規模の適正化に関する方針を見直し、学校設置者である市町村に対して小規模校の統廃合を促す一方で、小規模校を存続させる場合の効果的な指導方法の導入も併せて助言しています。

この背景には、全国的に児童生徒数は減少するものの、地域住民の心情や財政的な問題などが複雑に絡み合い、学校規模の適正化、特に統廃合が思うように進んでいないことがあげられます。

このような国による市町村の取組に対する支援のもと、教育委員会では、子どもたちの教育条件のあり方を第一に考え、教育の質の保障と望ましい教育環境の創造に努めることが必要であると考えています。

子どもたちは、小学校及び中学校の 9 年間にわたり等しく教育を受ける権利を有しています。そのため、教育委員会は公教育の意義と役割に基づき、教育活動を通して子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、教職員による学習面や生活面の指導や教育環境の整備に十分対応していかなければなりません。

子どもたちは学校生活の中で自ら学び、仲間から学び、教職員から学ぶなど場面はさまざまですが、そこには必ず適正な教育の質と望ましい教育環境が存在しています。

したがって、学校規模の適正化は人口減少社会及び少子高齢社会において重要な課題であると位置づけられます。今後は児童生徒数の動向を十分注視し、教育の質を保障し望ましい教育環境を創造できるよう努めていく必要があります。